

町からのお知らせ

住民課からのお知らせ

住民課

☎ 9-3334

本年中に国民年金保険料を 納付された方に

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』
（ハガキ）が11月中旬に送付されます

確定申告にはお忘れなく！

所得税法の改正により、平成17年分の所得の申告（年末調整や確定申告）から国民年金保険料を社会保険料として申告する際に、1年間に納付したことを証明する書類の添付等が義務付けられることになりました。

このため、社会保険庁から1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が毎年11月上旬に郵送されることになりました。つきましては、生命保険等の証明書・領収証書と同様に大切に保管していただき、確定申告の相談日には必ずご持参ください。

※生計を一にする控除対象配偶者・扶養親族の保険料も併せて申告することができます。

所得税の改正について ご存じですか？

【平成17年分の所得税から適用されるもの】

○公的年金等控除の改正

年齢65歳以上の方に対して上乗せされて適用される部分が廃止されます。

○青色申告特別控除の改正

公的年金等に係る源泉徴収の改正

公的年金等支払額から控除される金額等の見直しが行われます。

青色申告特別控除の改正

従来の55万円控除が65万円に引き上げられ、簡易な簿記により記録している方に係る経過措置（45万円の控除）が廃止されません。



○**○** 高齢者控除の廃止
年齢65歳以上の方に対しての50万円控除が廃止されます。

児童扶養手当制度について

●児童扶養手当とは

父のいない家庭の児童又は父親が一定の障害の状態にある家庭の児童が心身ともに健やかに成長するように、その児童の母又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。



- ② 手当を受ける人または児童が公的年金を受けられるとき
- ③ 児童が児童福祉施設等に入所しているとき

●対象となる児童

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（20歳未満の中等度以上の障害がある者）で次のいずれかに当てはまる場合

- ① 父母が離婚したあと、父親と別れて生活している児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度障害の状態にある児童
- ④ 1年以上、父が法令により拘禁されている児童
- ⑤ 父の生死が明らかでない児童
- ⑥ 1年以上、父から遺棄されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 孤児等で、父母がいるのが否か不明の児童

●受給資格がなくなる場合

次の場合には、受給資格がなくなりますので、すみやかに届け出てください。届け出が遅れると、支給した手当を返還して頂くこととなりますのでご注意ください。

- ① 婚姻をしたときまたは婚姻の届け出はなくても実際に婚姻と同様の状態になったとき
- ② 受給している人または児童が公的年金を受けようになったとき
- ③ 児童が父親に引き取られたとき

●支給の対象とならない場合

- ① 日本国内に住んでいないとき

●所得の制限

手当を請求する人の前年の所得に応じて手当の全部または一部が支給されません。

また、手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるときも手当は支給されません。

詳しくは、福祉保健課へお問い合わせください。

平成17年度児童虐待防止月間標語 「気づいたら 支えて 知らせて 見守って」

11月は児童虐待防止月間です。子どもを虐待から守りましょう。



あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたらすぐに、役場福祉保健課や子ども家庭センターへ連絡（通告）してください。

通告は子どもを守るためのものです。連絡した人が特定されないように秘密は守ります。

児童虐待を防止するために、地域のみなさんや関係機関が連携しネットワークをつくり、地域の中で親が安心して子育てできるよ

う支援していきましょう。

相談・通告先

- 本庁福祉保健課または各支所福祉保健課
保健福祉センター ☎ 9-3366
子育て支援センター ☎ 2-2250
福山こども家庭センター
☎ 084-951-2340



電話相談

- 子どもなんでもダイヤル
☎ 082-255-1181

